

○ 農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 経営第 7581 号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現行
<p>第2 資金の内容</p> <p>本資金の内容については、株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号。以下「法」という。）別表第 4 第 1 号の 3、別表第 4 第 1 号の 7 及び別表第 4 第 1 号の 10 並びに平成 20 年 9 月 30 日財務省・農林水産省告示第 36 号（株式会社日本政策金融公庫法別表第 1 第 8 号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の第 4 号、第 5 号、第 7 号及び第 17 号に定めるもののほか、この要綱に定める事項に即して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 貸付限度額</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者に対する貸付限度額については、既往の貸付残高と通算して 1,200 万円（ただし、農林漁業経営の規模等から貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る。）にあつては、年間経営費の 12 分の 12 に相当する額又は粗収益の 12 分の 12 に相当する額のいずれか低い額とすることができる。）。</p> <p>①～⑥ （略）</p> <p>⑦ 主要な事業用資産について、<u>令和 2 年 7 月 3 日から同月 31 日までの間の豪雨</u>（以下「令和 2 年 7 月豪雨」という。）により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた者</p>	<p>第2 資金の内容</p> <p>本資金の内容については、株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号。以下「法」という。）別表第 4 第 1 号の 3、別表第 4 第 1 号の 7 及び別表第 4 第 1 号の 10 並びに平成 20 年 9 月 30 日財務省・農林水産省告示第 36 号（株式会社日本政策金融公庫法別表第 1 第 8 号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の第 4 号、第 5 号、第 7 号及び第 17 号に定めるもののほか、この要綱に定める事項に即して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 貸付限度額</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者に対する貸付限度額については、既往の貸付残高と通算して 1,200 万円（ただし、農林漁業経営の規模等から貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る。）にあつては、年間経営費の 12 分の 12 に相当する額又は粗収益の 12 分の 12 に相当する額のいずれか低い額とすることができる。）。</p> <p>①～⑥ （略）</p> <p>⑦ 主要な事業用資産について、<u>令和 2 年 7 月 3 日からの豪雨</u>（以下「令和 2 年 7 月豪雨」という。）により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた者</p>

○ 農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 経営第 7581 号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
⑧（略） 4・5（略）	⑧（略） 4・5（略）

附 則（令和 2 年 8 月 25 日 2 経営第 1244 号）

この通知は、令和 2 年 8 月 25 日から施行する。